

た後、腹いせにプライベートで撮影したわいせつな画像や動画をばらまく行為をリベンジボルノ（復讐ボルノ）という。振り返れば、「元配偶者や元恋人の裸の画像や動画を流出させる行為は今まで何度も何度か目にすることがあった。私の記憶によれば、「欽ちゃんのどこまでやるの?」というテレビ番組で「わらべ」の長女役を演じていた女優がベッドの中、裸体で布団を掛けた状態でタバコを吸っている写真が流出されたり、「釣りバカ日誌」のハマちゃんの奥さん役であった女優が夫との性交渉場面を動画で流出されたりした。近年では、「元日本テレビの女性アナウンサー」がスキンの箱を持つて笑顔で写っている画像が流出されてしまった。ハマちゃんの奥さん役の女優がその後「釣りバカ日誌」を降板した理由は定かではないが、も降ろされ、女性アナウンサーは日本テレビを退社することとなつた。

されたものである。しかし、それらは恋愛関係にあつた男女の中でのとても秘匿性が高い情報であつて、後日、世間に流布されることは予定も同意もされていないと考える。撮影時点で被写体の女性が同意しているために盗撮と異なるものの、ネット上で繰り返しコピーされ続け、その情報 자체が劣化せずに長期間に亘つて全世界で閲覧され続けられることを考えると、その被害は甚大である。私があげた3つの事例はいまだにネット上で検索すれば閲覧できる情報であつて、その当時のまま多数の国民の目に晒されている。

させてしまうことは容易に想像できる。ゆえに、泣く泣く我慢し続けるという苦難を強いられていることであろう。

このような行為を行うことは、男性から見てもいわゆる外道の行うことであって何らの正当性を持つものではないと私は考える。

ところが、今年になつて東京三鷹市に住む私立高校3年の女性が元恋人に「自画撮り」した画像や性交渉場面が撮影されている動画が海外事業者にアップロードされ、全世界にばらまかれた後、殺害されるという痛ましい事件が起きた。殺害される直前に両親を伴つて警察署に相談に行つたとのことであるから、少なくとも、わいせつ画像などを元恋人が保有していることは両親に話をして悲痛な想いで警察署に行つたことであろう。

一度ネット上に流出してしまうと、その情報自体が劣化せずに長期間に及んで全世界で閲覧し続けられるという事実を踏まえれば、現行法にはない新たな規制を考えることが必要だと思う。

確かに、我が国の現行法でも被写

児童ポルノ禁止法第7条によつて処罰するには処罰できない。18歳以上の女性の場合には処罰できるが、18歳以上を処罰する規定が刑法にあるが、海外サーバーへのわいせつデータをアップロードする行為については、まだ摘発事例は少ない。さらに、我が国からアップロードしていいる文書」などを被害者に送付する行為などが処罰されており、アップロードすること自体がこれに該当するかどうかは問題が残る。名誉毀損罪や侮辱罪も刑法に規定されておりがリベンジポルノを規定するには直裁的ではない。

私は、リベンジポルノがストーカー行為の一部を構成していることも考えると、ストーカーの更正教育プログラムも重要であるが、画像を処罰して早期にこれを叩くべきがあると考えている。